

みなさんのご要望に応え
制度改善しました!

- » 入院は1日目から給付
- » 自宅療養の免責は3日に短縮

※2022年8月1日より適用

休業保障制度

保険医協会・保険医会の

病気やケガで診療を休んだ際に定額の給付を受けられる共済制度です。

加入時43歳で8口加入した場合

月々の掛金は **24,000円**

しかも、掛金は加入時のまま、
満期まで上がりません。

休業して30日分の給付を受けた場合

自宅療養 **144万円**

入院療養 **192万円**

● 働き盛りの休業リスク 長期休業時の備えは万全ですか

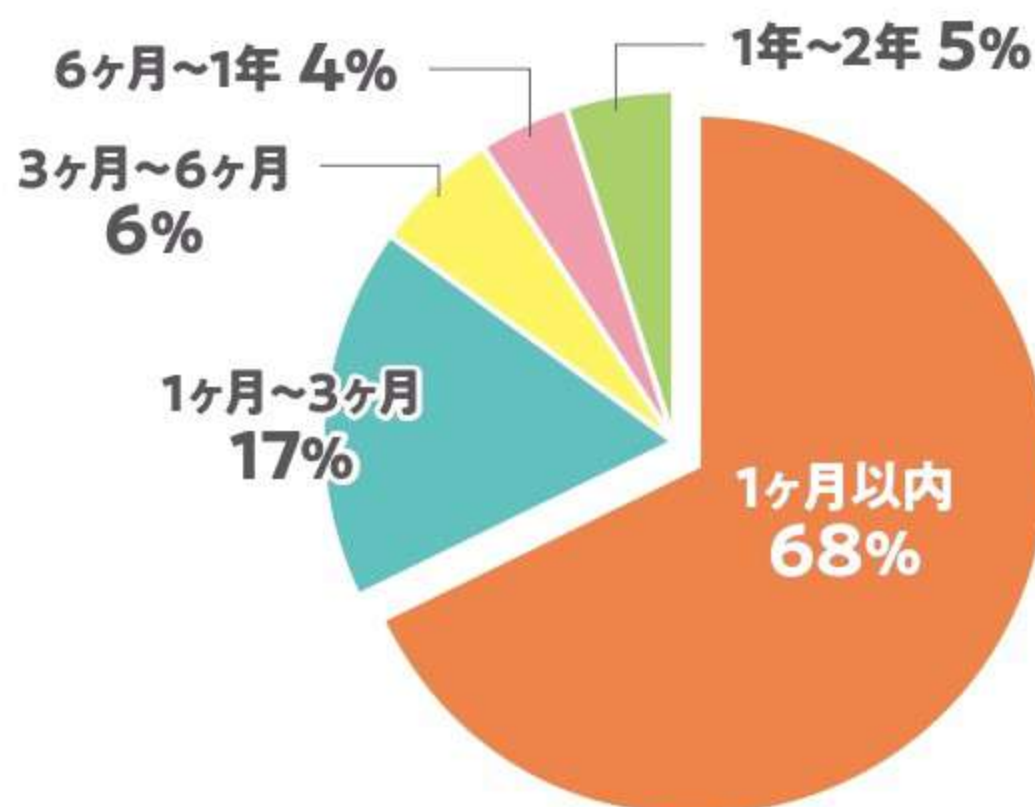
今、ご自身が病気やケガで倒れたら医院はどうなるか想像されたことがありますか？
従業員の給与、患者への対応のための代診費、テナント料、リース料、融資返済、そして家族の生活…。必要な支出は自身の療養費だけではありません。



55歳以下の給付期間別受給件数分布

2015年度～2020年度給付実績より

休業保障制度の給付実績によると、働き盛りの若い世代でも、療養が1カ月以上となるケースが3割となっています。短期休業だけでなく、予期せぬ長期休業に備えておく必要があります。



● 意外と長引く休業事例

椎間板ヘルニアで 休業

40代 医科開業医 8口加入
入院14日間・自宅療養37日間
計51日間給付
受給額 2,672,000円

利き手の人差し指を 骨折して休業

40代 歯科開業医 8口加入
自宅療養 計60日間給付
受給額 2,880,000円

● 休業保障制度なら 入院でも自宅療養でも 最長730日の充実保障

親族以外の第三者の医師が休業を必要と認めた期間であれば、入院・通院日だけでなく自宅療養期間も給付対象になります。

通算500日まで

短期間での再発や後遺症でも、通算500日までなら、何度でも給付を受けます(傷病休業給付金)。



最長230日(1回限り)

500日を超えて連続して休業している場合は、最長230日の範囲で給付されます(長期療養給付金、1回限りの給付)。



自宅療養にも備えられるのが魅力ですね。

● 他にもうれしい制度のポイント

- 非営利の共済だから実現できる手頃な掛金(掛金額表は裏面)
- 掛金額は加入時の年齢のまま満期まで上がりません
- 代診をおいても給付
- 傷病休業給付金は本人が受給する場合は非課税
- 他の制度(所得補償制度など)の受給に関わらず給付
- 休業に対する給付金は本人が受給する場合は非課税
- 75歳までの長期保障
- 脱退時に給付金あり(3年以上加入した場合)



受給者の声

まさか自分が事故にあって入院するなんてことは全く思ってもいませんでした。意識が戻ってから入院中のベッドの上で考えたことは診察できない間のクリニックのことでした。1日でも早く復帰したいと思うのは当たり前ですが、退院してすぐに診療を再開することはなかなか大変です。入院中だけでなく自宅療養中も保障していただけることは大変助かりました。(医科開業医)



ご家族の声

今まで内科に行く事もない夫が肩の痛みを訴え、整形外科に行くともさかの手術。しかも先生から約1ヶ月の入院が必要だと言われ驚きました。病名は肩の「腱板断裂」。歯科医師の先生に多いそうです。代診の先生がいても休業保障が出るので安心して手術、約1ヶ月の入院ができました。ありがとうございました。(歯科開業医の配偶者)

新型コロナ
ウイルス感染症も
給付対象です

● 給付の種類 (1回あたり)

給付の種類	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	①入院は休業1日目から ②自宅での休業は4日目から1日につき6,000円	通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を傷病休業給付金に加算	入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき 自宅3,000円 入院6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円	いずれかを受給したときは脱退 (その場合、脱退給付金も合わせて給付)
高度障害給付金	50万円	
脱退給付金	別途規定の給付金額表による	加入日から3年以上経過後に、脱退・減口となったときに給付

※ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したものから、保障開始となります。

● 掛金額 (1カ月あたり)

加入年齢	1口	3口	5口	8口
～29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30～39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40～49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51～54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55～59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

▶勤務医は通算3口までの加入となります。

▶4口以上のお申し込みには、1つの主たる医療機関等で、週5日以上かつ週20時間以上業務に従事していることが必要です。

● 加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢*が60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること
(ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
- 5 告知日現在、健康であること
(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、原則として加入できません)

※加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

※常勤と同様の就業状況の非常勤勤務医の方もお申し込みいただけるようになりました。

ご連絡先

お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせください。保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

お申し込みの際は、必ず制度案内パンフレット等をご確認ください。

取扱代理店

運営元

一般社団法人 全国保険医休業保障共済会

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館5F

🔍 休保

検索

